

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、岡山県内の医療機関（以下「医療機関」という。）における新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症疑い患者（以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）の受入体制の整備を図ることを目的として、医療機関が入院病床の確保等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重点医療機関 新型コロナウイルス感染症患者等を専用の病院や病棟を設定して優先的に受け入れる医療機関として、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和4年4月1日厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知の別紙。以下「実施要綱」という。）及び「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」（令和2年6月16日（令和4年4月1日一部改正）厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「結核感染症課事務連絡」という。）に基づき、知事が指定した医療機関

(2) 協力医療機関 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる医療機関として、実施要綱及び結核感染症課事務連絡に基づき、知事が指定した医療機関

(3) 受入医療機関 知事との協議に基づき新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定めるものとする。

(1) 実施要綱3(2)新型コロナウイルス感染症対策事業において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を入院させるための病床確保を行う事業

(2) 実施要綱3(16)新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業に基づく事業

2 前項に規定する事業の対象となる病床は、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の入院のために確保するものとして、知事が必要と認めた病床に限るものとする。なお、当該病床には、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために休床とした病床を含むものとする。

(補助事業者)

第4条 この補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 前条に規定する補助事業を実施する医療機関であること。

(2) 県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（法人にあっては、役員が該当する場合も含む。）は、補助金の交付申請ができないものとする。

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者。

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。)又は暴力団員等の統制下にある者。

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、別表1の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める基準単価に病床を空床として確保した日数又は休床とした日数を乗じて得た額を合計した額と、実支出額を比較して少ない方の額とする。なお、即応病床利用率(前3か月)が県平均の30%を超えて下回る医療機関については、別表2のとおりとする。ただし、特定の疾病に特化した病床により、受入対象となる患者が少ない場合や、感染状況に地域差が生じて県から入院受入要請が少ない場合など、知事がやむを得ないものと認めた場合はこの限りではない。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に補助事業計画書(様式第2号)その他必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第7条 補助事業者は、知事から新型コロナウイルス感染症患者等の受入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れることとする。

2 補助事業者は、新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)に病床の使用状況等の入力を実際に行うことにより入院受入状況等を正確に把握できるようにし、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力を行うこととする。

3 病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して、処遇改善を行うために用いることとし、処遇改善の内容を知事に報告しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、規則第6条の規定により、この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更(ただし、軽易な変更を除く。)を要する場合、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、規則第20条の規定により知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。

(7) 帳簿等の保存は、次のとおりとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事

業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は、補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（交付決定）

第8条 知事は、補助金交付申請書を受理したときは、規則第5条に基づき、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（交付決定の通知）

第9条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、規則第7条に基づき補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（変更承認申請）

第10条 規則第10条に基づく交付申請の内容等の変更の承認申請は、補助事業変更承認申請書（様式第5号）によるものとする。

2 規則第10条に定める軽易な変更は、患者等の受入れに伴う補助対象経費の減額又は患者等の受入れ以外の理由による補助対象経費の合計の20パーセント以内の減額をいう。

（変更の承認）

第11条 知事は、補助事業変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業の変更を承認し、補助事業変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告）

第13条 規則第13条に基づく実績の報告は、補助事業実績報告書（様式第7号）及び補助事業実績書（様式第8号）によるものとし、県が当該年度の補助事業が完了したと認める日から起算して30日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 規則第14条に基づく補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助事業者が、補助金の確定の通知を受けた場合において、補助金を請求するときは、速やかに補助金請求書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

（概算払）

第16条 知事は必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第11号）を知事に提出するものとする。

3 第1項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が補助金の額の確定額を超える場合は、補助事業者はその差額を返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 知事は、補助事業者が法令、岡山県条例、規則又はこの要綱に定める事項に違反したときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取消しの通知があった日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に実施された補助事業については、なお従前の例による。

別表 1

事業区分	基 準 単 価
重点医療機関である 特定機能病院等	<即応病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 436,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 211,000円/日 (3) 上記以外の病床 1床当たり 74,000円/日 <休止病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 436,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 211,000円/日 (3) 療養病床 1床当たり 16,000円/日 (4) 上記以外の病床 1床当たり 74,000円/日
重点医療機関である 一般病院	<即応病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 301,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 211,000円/日 (3) 上記以外の病床 1床当たり 71,000円/日 <休止病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 301,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 211,000円/日 (3) 療養病床 1床当たり 16,000円/日 (4) 上記以外の病床 1床当たり 71,000円/日
協力医療機関	<即応病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 301,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 211,000円/日 (3) 上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日 <休止病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 301,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 211,000円/日 (3) 療養病床 1床当たり 16,000円/日 (4) 上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日
受入医療機関	<即応病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 97,000円/日 (2) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床 1床当たり 41,000円/日 (3) 上記以外の病床 1床当たり 16,000円/日 <休止病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 97,000円/日 (2) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床 1床当たり 41,000円/日 (3) 療養病床 1床当たり 16,000円/日 (4) 上記以外の病床 1床当たり 16,000円/日

※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

※休止病床については、即応病床1床当たり休床2床まで（I C U・H C U病床は休床4床まで）を補助の上限とする。

別表 2

事業区分	基 準 単 価
重点医療機関である 特定機能病院等	<即応病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 305,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 148,000円/日 (3) 上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日 <休止病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 305,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 148,000円/日 (3) 療養病床 1床当たり 11,000円/日 (4) 上記以外の病床 1床当たり 52,000円/日
重点医療機関である 一般病院	<即応病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 211,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 148,000円/日 (3) 上記以外の病床 1床当たり 50,000円/日 <休止病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 211,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 148,000円/日 (3) 療養病床 1床当たり 11,000円/日 (4) 上記以外の病床 1床当たり 50,000円/日
協力医療機関	<即応病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 211,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 148,000円/日 (3) 上記以外の病床 1床当たり 36,000円/日 <休止病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 211,000円/日 (2) H C U内の病床 1床当たり 148,000円/日 (3) 療養病床 1床当たり 11,000円/日 (4) 上記以外の病床 1床当たり 36,000円/日
受入医療機関	<即応病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 68,000円/日 (2) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床 1床当たり 29,000円/日 (3) 上記以外の病床 1床当たり 11,000円/日 <休止病床> (1) I C U内の病床 1床当たり 68,000円/日 (2) 重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリング等が可能な病床 1床当たり 29,000円/日 (3) 療養病床 1床当たり 11,000円/日 (4) 上記以外の病床 1床当たり 11,000円/日

※特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。

※休止病床については、即応病床1床当たり休床2床まで（I C U・H C U病床は休床4床まで）を補助の上限とする。

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付申請書

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和 4 1 年岡山県規則第 5 6 号。以下「規則」という。）第 4 条及び岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、申請にあたっては、法令、岡山県条例、規則及び岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱に違反しないことを誓約します。

記

1 補助事業の内容
補助事業計画書（様式第 2 号）のとおり

2 補助金交付申請額
円

3 添付書類
(1) 補助事業計画書（様式第 2 号）
(2) 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病棟及び病床（休止病床を含む。）の状況を把握できる資料（病棟の図面等）
(3) 誓約書（別紙 1）
(4) 役員一覧表（別紙 2）
(5) 補助金交付申請日前 3 か月以内に交付された県税の完納証明書
(6) その他知事が必要と認める書類

誓 約 書

当法人は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当法人の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当法人の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

〔法人の主たる事務所の所在地〕

所 在 地 _____

〔法人の名称〕

名 称 _____

〔法人の代表者名〕

代表者氏名 _____

(参 考)

岡山県暴力団排除条例抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

(暴力的要求行為の禁止)

第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第12条の3及び第12条の5において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1)～(20)略
- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第3号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第1号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

- (22)～(27)略

岡山県指令 第 号
（申請者名）

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったことについては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年規則第56号。以下「規則」という。）第5条及び岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

岡山県知事

印

記

1 補助金交付決定額

円

2 補助金交付の条件

交付事業者は、規則及び岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱に従わなければならない。

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金
補助事業変更承認申請書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定の通知のあった岡山県
新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金について、下記のとおり補助
事業の内容を変更したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年規則第56号）第
10条及び岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱
第10条の規定により、その承認を申請します。

記

1 補助事業の変更の理由及び内容

2 変更後の補助金交付申請額

円

3 添付書類

- (1) 変更後の補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更後の新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる病棟及び病床（休止病
床を含む。）の状況を把握できる資料（病棟の図面等）
- (3) その他知事が必要と認める書類

岡山県指令 第 号
(申請者名)

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金
補助事業変更承認通知書

年 月 日付けで補助事業の変更の承認申請のあったことについては、岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり承認することに決定したので、同条の規定により通知します。

年 月 日

岡山県知事

印

記

- 1 補助事業の変更の内容
- 2 変更後の補助金交付決定額

円

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金
補助事業実績報告書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定の通知のあった岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金について、補助事業が完了したので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年規則第56号）第13条及び岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金額

円

2 添付書類

- (1) 補助事業実績書（様式第8号）
- (2) 歳入歳出決算（見込）書の抄本
- (3) 確保病床の状況を確認できる根拠資料（病院（病棟）日誌、電子カルテ等の写し）
- (4) その他知事が必要と認める書類

岡山県指令 第 号
(申請者名)

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金確定通知書

年 月 日付けで補助事業実績報告のあったことについては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年規則第56号）第14条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、同条及び岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

年 月 日

岡山県知事 印

記

1 補助金額確定額

円

年 月 日

岡山県知事 殿

請求者 所在地
名称
代表者職氏名

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金請求書

年 月 日付け、岡山県指令保福第 号で補助金の交付決定の通知を受けた岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金の支払を受けたいので、岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 確定金額 円
- 2 概算払済額 円
- 3 請求金額 円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合			店
預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号	
(フリガナ)				
口座名義人				

発行責任者及び担当者

発行責任者 (連絡先)

担当者 (連絡先)

年 月 日

岡山県知事 殿

請求者 所在地
名称
代表者職氏名

岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金概算払請求書

年 月 日付け、岡山県指令保福第 号で補助金の交付決定の通知を受けた岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金の概算払を受けたので、岡山県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 円
2 概算払請求額 円

振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合			店
預金種別	1. 普通	2. 当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人				

発行責任者及び担当者
発行責任者 (連絡先)
担当者 (連絡先)